

令和8年7月

お客様各位

会津信用金庫

払戻請求書による当座預金払戻しの取扱開始について

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025年2月にお知らせしました「手形・小切手の全面的な電子化に向けた取組み」の追加施策として、下記のとおり「払戻請求書」による小切手によらない当座勘定からの払戻しの取扱いを開始いたします。

記

1. 取扱開始日

令和8年7月21日（火）

2. ご利用方法

払戻請求書に所定事項(口座番号、おなまえ、金額等)を記入し、当座預金届出印を押印のうえ窓口にご用命ください。(口座開設店に限り受付いたします。)

なお、小切手振出のように、お取引先等の第三者への譲渡はできませんのでご注意ください。

3. 当座勘定規定の一部改定

払戻請求書によるお支払い等について、同日付けで当座勘定規定の一部を改定いたします。

なお改定前からお取引いただいているお客様にも改定後の規定が適用されますので予めご了承ください。改定後の規定につきましては、当金庫ホームページより閲覧いただけます。

以上